

鋼 船 規 則

鋼 船 規 則 檢 査 要 領

H 編

電 氣 設 備

鋼船規則 H 編
鋼船規則検査要領 H 編

2014 年 第 2 回 一部改正
2014 年 第 2 回 一部改正

2014 年 12 月 19 日 規則 第 76 号／達 第 64 号
2014 年 7 月 29 日 技術委員会 審議
2014 年 9 月 16 日 理事会 承認
2014 年 12 月 5 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

鋼船規則

規則

H 編

電気設備

2014 年 第 2 回 一部改正

2014 年 12 月 19 日 規則 第 76 号

2014 年 7 月 29 日 技術委員会 審議

2014 年 9 月 16 日 理事会 承認

2014 年 12 月 5 日 国土交通大臣 認可

2014 年 12 月 19 日 規則 第 76 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

H 編 電気設備

1 章 通則

1.1 一般

1.1.6 承認図面及び資料

提出すべき承認図面及び資料は、次のとおりとする。ただし、本会が必要と認めた場合には、その他の図面及び資料を要求することがある。

((1)は省略)

(2)を次のように改める。

(2) 資料:

- (a) 推進用制御装置の動作説明書
- (b) 電力調査表
- (c) 高圧電気機器要目表
- (d) タンカー、液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船にあつては、危険場所を示す図面及び同場所に使用する電気機器の一覧表
- (e) 蓄電池保守記録書（**1.1.8** 参照）
- (f) **規則 R 編 19.3.2** の適用を受ける危険物を積載する船舶にあつては、当該危険物の積載場所を示す図面及び同場所に使用する電気機器の一覧表

附 則

1. この規則は、2014 年 12 月 19 日から施行する。

鋼船規則検査要領

H 編

電気設備

要
領

2014 年 第 2 回 一部改正

2014 年 12 月 19 日 達 第 64 号

2014 年 7 月 29 日 技術委員会 審議

2014 年 12 月 19 日 達 第 64 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

H 編 電気設備

H2 電気設備及びシステム設計

H2.18 として次の 1 節を加える。

H2.18 船内試験

H2.18.2 動作試験

規則 H 編 2.18.2-1.(3)において，非常発電機の負荷試験を行う場合は，水抵抗等による全負荷試験に加え，実負荷への給電による負荷試験を行うこと。なお，実負荷による負荷試験の際には，自動投入される負荷に加えて，手動投入負荷を実際に近い状態で動作させ，給電に異常のないことを確認すること。

附 則

1. この達は，2014 年 12 月 19 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については，この達による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。